

平成27年度発達障害の可能性のある 児童生徒等に対する支援事業報告会

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

(平成28年2月1日)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）

図1 学習面

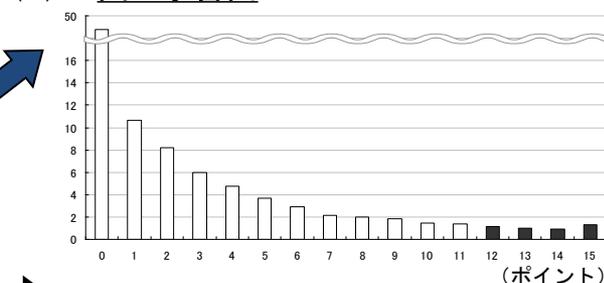


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

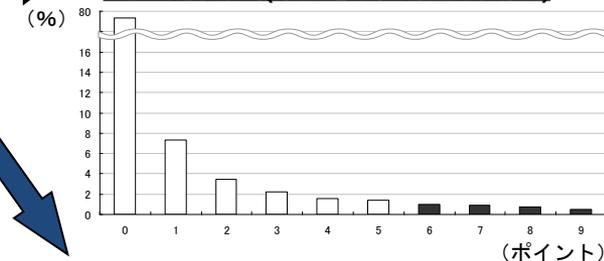
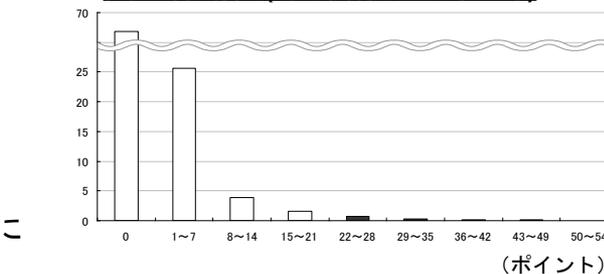


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

の補足調査（調査報告）より一部抜粋 （独）国立特別支援教育総合研究所

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の協力者会議において、今後の調査研究に委ねる必要性があることが指摘された4点について、文部科学省の協力の下、国立特別支援教育総合研究所において補足調査を実施。

【調査1 質問紙調査】

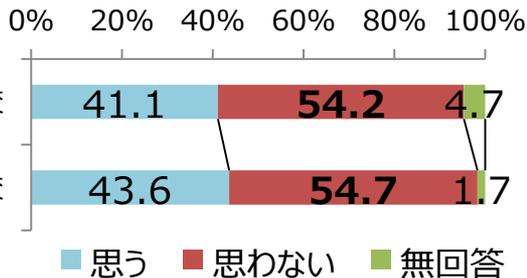
（調査期間）平成25年6月（調査対象）96校（全特協等を通じ選定された、各都道府県の通級指導教室が設置された小学校45校及び中学校40校、並びにインタビュー調査対象の小学校5校及び中学校6校）の校長等管理職、特別支援教育Co、通級指導教室担当教員及び通常の学級担任（回収率）94.8%

【調査2 インタビュー調査】

（調査期間）平成25年7月～9月（調査対象）首都圏を中心とし、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校、中学校の質問紙調査回答者

I 「児童生徒の困難の状況」について

① 推定値6.5%以外にも、何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性について



「6.5%の結果は学校の現状とほぼ一致すると思うか」の問いに対する回答

現状と一致すると思わないと回答した者(左図参照:小学校54.2%, 中学校54.7%)のうち、小学校で82.7%,中学校で76.6%が推定値6.5%より多いと回答。

【理由】

- ・教員が「困難の状況」をどのように捉えているかにより割合が変わる。
- ・知的発達に遅れのある児童生徒が在籍している。等の可能性が推察された。

② 学年が上がるにつれ、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向がある理由（特に、学習面（※右表のA）において最も顕著である理由）

- ・児童生徒が学習習慣・生活習慣を身につけることで、困難さが目立たなくなり教員が困難を把握しにくくなる。
- ・質問項目の内容について、学習スキルを習得していくことにより、学習面の困難が最も小さくなる傾向。等の可能性が考察された。

H24文科省調査結果

知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計(表6より)

	推定値			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7%	5.7%	3.5%	1.3%
1年	9.8%	7.3%	4.5%	1.5%
2年	8.2%	6.3%	3.8%	1.5%
3年	7.5%	5.5%	3.3%	1.0%
4年	7.8%	5.8%	3.5%	1.2%
5年	6.7%	4.9%	3.1%	1.1%
6年	6.3%	4.4%	2.7%	1.3%
中学校	4.0%	2.0%	2.5%	0.9%
1年	4.8%	2.7%	2.9%	0.8%
2年	4.1%	1.9%	2.7%	1.0%
3年	3.2%	1.4%	1.8%	0.9%

※補足調査全体版は特総研HPに掲載

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果(概要) (平成21年3月時点)

高等学校に発達障害等困難のある生徒が一定数おり、特に定時制・通信制に多い。

【分析結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約 2.9%であり、そのうち約 75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は **約 2.2%**。

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

※1: 専門教育を主とする学科 ※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査(※)に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※ 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計(※)

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。-3-

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額(案) 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- ③ 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ④ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など



幼稚園



保育所



義務教育(小・中学校等)



高等学校等



大学等



就労支援段階

学齢期等における福祉機関との連携による支援

◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

- ・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター約45人配置)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別の教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円 (新規)

- ・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。 24地域(放課後等福祉連携調整員 約24人配置)

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉機関担当者
⇒保護者

保護者⇒
学校教員

学校教員⇒
福祉機関担当者

◎発達障害早期支援研究事業

整理番号	団体名	整理番号	団体名	整理番号	団体名
1	茨城県教育委員会	19	板橋区教育委員会 (東京都)	37	国立大学法人宮城教育大学
2	兵庫県教育委員会	20	葛飾区教育委員会 (東京都)	38	国立大学法人山形大学
3	鳥取県教育委員会	21	日野市教育委員会 (東京都)	39	国立大学法人福井大学
4	岡山県教育委員会	22	聖籠町教育委員会 (新潟県)	40	国立大学法人愛知教育大学
5	徳島県教育委員会	23	長野市教育委員会 (長野県)	41	国立大学法人滋賀大学
6	香川県教育委員会	24	駒ヶ根市教育委員会 (長野県)	42	国立大学法人島根大学
7	佐賀県教育委員会	25	東御市教育委員会 (長野県)	43	国立大学法人高知大学
8	京都市教育委員会	26	伊那市教育委員会 (長野県)	44	国立大学法人長崎大学
9	十和田市教育委員会 (青森県)	27	多治見市教育委員会 (岐阜県)	45	学校法人国際学園
10	大館市教育委員会 (秋田県)	28	白川町教育委員会 (岐阜県)	46	学校法人光華女子学園
11	大田原市教育委員会 (栃木県)	29	名張市教育委員会 (三重県)	◎系統性のある支援研究事業	
12	鹿沼市教育委員会 (栃木県)	30	彦根市教育委員会 (滋賀県)		
13	入間市教育委員会 (埼玉県)	31	長浜市教育委員会 (滋賀県)		
14	鴨川市教育委員会 (千葉県)	32	大阪狭山市教育委員会 (大阪府)		
15	君津市教育委員会 (千葉県)	33	河内長野市教育委員会 (大阪府)		
16	匝瑳市教育委員会 (千葉県)	34	四條畷市教育委員会 (大阪府)		
17	白子町教育委員会 (千葉県)	35	飯塚市教育委員会 (福岡県)		
18	大田区教育委員会 (東京都)	36	名護市教育委員会 (沖縄県)	整理番号	団体名
				1	三重県教育委員会
				2	大阪府教育委員会
				3	高知県教育委員会
				4	福岡県教育委員会
				5	千葉県八街市教育委員会
				6	東京都日野市教育委員会
				7	滋賀県甲賀市教育委員会

平成27年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する配慮の件数※2

(文部科学省調査)

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容（平成27年度）																	＜参考＞					
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	ヒアリング試験での配慮・免除	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験 (座席位置の配慮を除く)	机・いす等の配慮	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用	薬服用、インシュリン注射等の配慮	(口述筆記、問題文の読み上げを除く) 介助者等の同席	保護者等の別室待機	その他	合計	平成26年度	平成25年度	平成24年度
PDD※3			1		3	5	1	2		5	1	31			1	1	4	1	4	60	105	122	71
LD※3	5		3	5			1	3		8		14			2		1	2	4	48	56	31	9
ADHD※3	4											12					1	1	18	16	18	13	
視覚障害	49			1				1	4	14	25	43	8	35		3		9	192	145	183	203	
聴覚障害	14			2		19	73	142	39	2	355	163	14	148		2		23	996	909	888	779	
知的障害	2	3	1	11	5	2	3	1		2	1	15				2	3	8	59	95	120	212	
肢体不自由	15	5		1	4	5	2	11	1	35	55	101	49	11	97		13	31	60	496	458	466	375
病弱・ 身体虚弱	9	4		4	13	3	2	3		9	26	130	19	31	43	2	18	62	378	382	335	276	
言語障害						6	2				1	1		1				1	12	9	34	17	
情緒障害	2				5	5	9	1		7	4	33	2	3		2	1	1	12	87	105	70	43
その他	10	1	1		4	4	4		1	21	8	101	6	2	12	13	3	8	50	249	370	363	274
障害種不明					1		1					6			1	1			2	12	56	30	28
合計	110	13	6	24	35	49	98	164	45	103	476	650	98	16	328	60	31	65	236	2,607	2,706	2,660	2,300

※1 「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認められた者を含む。

※2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

※3 PDD(自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害)、LD(学習障害)及びADHD(注意欠陥多動性障害)については、医師等の診断の有無は問わない。

「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について

(平成27年4月14日 初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課 事務連絡)

厚生労働省は、学校に就学する障害児を支援の対象とした放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、関係機関に周知（平成27年4月1日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長事務連絡）。これを受けて文部科学省では、学校における放課後等デイサービスに関する理解の促進と、当該サービスを利用する障害児に係る教育と福祉の一層の連携が図られるよう、教育委員会等に対して周知。

【ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要】

1. 子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること。
2. 年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
3. 送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乗せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
4. 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に調整すること。
5. 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。
6. 医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること。

(参考) 放課後等デイサービスの基本的役割

○ 子供の最善の利益の保障	支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
○ 共生社会の実現に向けた後方支援	放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」としての位置づけを踏まえつつ、これらの施策を利用している障害のある子供に対して、地域の障害児支援の専門機関としての事業（保育所等訪問支援等）を展開する。
○ 保護者支援	保護者が障害のある子供を育てることを社会的に支援するとともに、相談対応、ペアレント・トレーニング及びケアの代行により保護者自身を支援し、保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復し、子供の発達に好ましい影響を与える。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

② 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

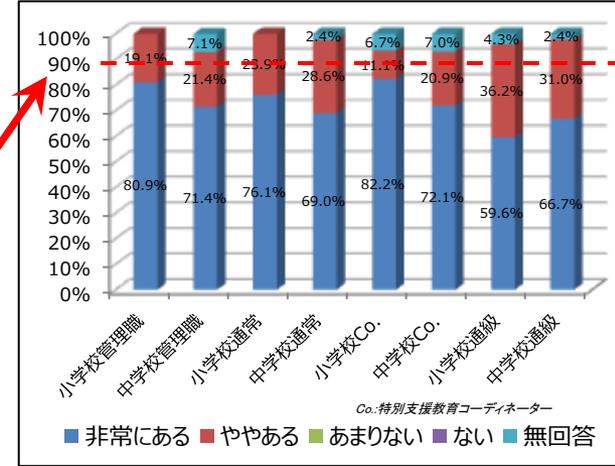
平成28年度予算額(案)

100百万円(平成26年度予算額 134百万円)

背景

- ① 全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、**教員養成段階で身に付けることが求められ、現職教員については、研修の受講等により専門性の向上を図ることが求められている。**
- ② 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査)。
- ③ そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められるとともに、引き続き、**大学の教育養成課程及び現職教員に対する知識・技能の向上**が求められている。

＜質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答＞



◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円(新規)

- ・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 **12地域**

(事業内容)

- 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究
- 発達障害の通級による指導における各教科の補充指導方法の研究
- 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害以外の発達障害の通級による指導内容や方法の研究 など

◎ 教職員育成プログラム開発事業 58百万円

- ・学校現場における発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 **6大学**

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



◎発達障害理解推進拠点事業

※平成25～27年度事業

教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を深める。また、保護者等への十分な理解を深めるための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。

整理番号	団体名	整理番号	団体名	整理番号	団体名
1	北海道教育委員会	7	愛媛県教育委員会	13	白鷹町教育委員会（山形県）
2	栃木県教育委員会	8	熊本県教育委員会	14	埴町教育委員会（福島県）
3	群馬県教育委員会	9	仙台市教育委員会	15	まんのう町教育委員会（香川県）
4	京都府教育委員会	10	京都市教育委員会	16	国立大学法人愛知教育大学
5	鳥取県教育委員会	11	堺市教育委員会	17	国立大学法人宮崎大学
6	徳島県教育委員会	12	神戸市教育委員会	18	学校法人聖公会北海道学園
				19	学校法人帝塚山学院

◎教職員育成プログラム開発事業

整理番号	団体名	整理番号	団体名	整理番号	団体名
1	国立大学法人北海道教育大学	5	国立大学法人愛知教育大学	9	国立大学法人香川大学
2	国立大学法人筑波大学	6	国立大学法人京都教育大学	10	国立大学法人愛媛大学
3	国立大学法人埼玉大学	7	国立大学法人兵庫教育大学	11	学校法人植草学園
4	国立大学法人名古屋大学	8	国立大学法人広島大学	12	学校法人早稲田大学

平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月) ～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内 容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保(すべての教員に、特別支援教育に関する一定の知識・技能が必要。**特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須。**)、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

(参考) 通級による指導担当教員等専門性充実事業関係

これからの学校教育を担う教員の 資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの 構築に向けて～ (答申)

平成27年12月21日中央教育審議会

—目次—

0. はじめに
1. 検討の背景
2. これからの時代の教員に求められる資質能力
3. 教員の養成・採用・研修に関する課題
4. 改革の具体的な方向性
 - (1) 教員研修に関する改革の具体的な方向性
 - (2) 教員採用に関する改革の具体的な方向性
 - (3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性
 - (4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成**
 - (5) 教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性
 - (6) 教員免許制度に関する改革の具体的な方向性**
 - (7) 教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性
5. 今後の検討について

(研修関係)

- インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施
- 校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要
- 特別支援学級の担任、**通級による指導の担当教員**及び特別支援教育コーディネーターの**専門性を向上させるための研修の実施**に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある

(教員養成関係)

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置付け、より充実した内容で取り扱われるようにすべき
- 小中学校の特別支援学級や**通級による指導の担当教員は**、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、**小中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい**